

紹介手数料の返戻金制度について

有限会社金澤電子

【有料職業紹介事業 33-ユ-300096】

1. 有料職業紹介契約に基づき紹介先企業に入社した求職者（以下、求職者という。）が自己の意思により、又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、次の割合で計算された金額を紹介先企業に払い戻します。

入社後1ヶ月未満で退社した場合、100%に相当する額。

2. 求職者の死亡、病気及び紹介先企業の責に基づく自由に起因する場合は、払い戻しはいたしません。

以上